

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 （ 第 3 日 目 ）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	1 0 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	1 1 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	1 2 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	1 3 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	1 4 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 公園の遊具についてほか

中 村 忠 靖 議員

(2) 文化の振興についてほか

水 出 康 成 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 初めに、7番 中村忠靖議員の質問を許します。

7番（中村君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今回の質問では、一つ目に公園の遊具について、4点質問させていただきます。そして、二つ目は、業務改善の取り組みについて、2点質問させていただきます。それでは、順次質問に移ります。

1. 公園の遊具について

今年5月に行われた総務産業常任委員会の閉会中調査の中で、町内各所の水門施設の現地調査が行われました。その際、鼠地区の公園施設が何らかの理由か不明ですが、公園内の遊具がビニールテープ等で固定され、使用できない状態でした。

一方、数年前かと思いますが、テレビニュース報道や新聞記事などの中に、公園内の遊具等でのけがや事故の事例が多く発生したことがありました。子どもたちなどが遊ぶ場所である公園内で、遊具による事故等はあってはならない事象と思います。また、その維持管理及び日常点検等がますます重要となってきております。

そのような中、最近、障がいの有無や年齢に関係なく、みんなが一緒に遊べるインクルーシブ遊具の導入が注目されております。以前あった遊具等が老朽化したような場合に、ほかの公園施設などで更新されたケースもあります。

ここで、インクルーシブについて少し触れておきます。インクルーシブ教育あるいはインクルージョンという言葉をしばしば耳にするようになりました。インクルーシブとは、あえて日本語にすると、包み込むような、包括的となりますが、何だかわかりにくい。インクルーシ

ブは、ソーシャルインクルージョン、社会的包摂という言葉から来ており、これはあらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという言葉の社会政策の理念を表します。

インクルーシブ遊具の取組について、以下のようなことが挙げられます。1、ユニバーサルデザインの採用では、車椅子でも利用可能なブランコや、感覚過敏を持つ子どもが安心して遊べるエリアの設置。2、地域住民との協議では、地元住民や福祉関係者の意見を反映させた遊具遊びや公園のデザイン。3、補助金や助成金の活用では、国や地方自治体の助成金を利用して遊具を整備するケースが多い。4、教育プログラムとの連携では、公園を地域の学びの場として活用し、多様性や共生社会の大切さを教える活動。

そこで、インクルーシブ遊具の使用例をいくつか紹介します。一例を紹介しますと、クッション性のあるベットジャンパーとは、周囲の振動を受けにくく、体の動きが苦手な子どもでも遊べ、車椅子の乗り降りが可能。2、子ども用の回転遊具であるオムニスピナーという遊具は、回転スピードが緩やかで、内向きで座るため子どもの表情を常に確認でき、車椅子からの乗り降りが可能。3、2人が同時に利用できる幅2.8メートルの滑り台や、4、デッキ上の階段などなど、いくつかのパーツを組み合わせた複合型遊具、幅の広い滑り台や階段、通路は動作がゆっくりな子どもでも安心して楽しむことができます。さらに、遊具の周囲にはクッション性のあるゴム舗装を敷くなど。この公園を訪れたあるお母さんからは、近所に自由に遊べる公園がなかったが、ここでは安全で安心して遊ばせることができるとの感想が寄せられています。

そこで、まず、イとして公園の遊具について2点お聞きします。

1、町内の公園について、都市公園の設置箇所数は。

2、びんぐし公園及びわんぱく広場の遊具の管理状況は。

ロ．学校・保育園の遊具について、1点お聞きします。

1、学校・保育園における遊具の管理更新や修理状況は。

ハ．インクルーシブ遊具について、1点お聞きします。

1、全国各地で導入されてきているインクルーシブ遊具について、町の公園への検討、導入の考えは。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

建設課長（堀内君） 1. 公園の遊具について、私からは、イの公園の遊具についてと、ハのインクルーシブ遊具についてのご質問にお答えいたします。

初めに、イの公園の遊具についてですが、現在、坂城町都市公園条例で定める都市公園につきましては、びんぐしの里公園、吉野健康広場、こんびらミニパーク、ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、そしてさかき千曲川バラ公園の計7か所設置している

ところでございます。

都市公園に設置の遊具につきましては、ブランコや滑り台、シーソー、ジャングルジム、スプリング遊具、大小の複合遊具、フィールドアスレチックなどがあり、主に、びんぐしの里公園とわんぱく広場に多く設置している状況でございます。

遊具の管理状況につきましては、坂城町都市公園施設長寿命化計画に基づき、定期的に目視による点検を行うとともに、専門業者による定期点検を毎年実施しており、点検結果による遊具等の不具合があった際には、一時的に使用禁止の掲示をし、修繕等の対応を図っているところでございます。

都市公園における遊具の更新や修繕の状況であります。長寿命化計画を踏まえ、近年では、わんぱく広場に設置されているスプリング遊具や、びんぐしの里公園の木製遊具の更新、ローラー滑り台のローラー交換などの工事のほか、他の都市公園の遊具等につきましても、不具合が見つかり次第、修繕等の対応を行っているところでございます。

続きまして、ハのインクルーシブ遊具についてお答えします。先ほど中村議員さんからもお話がありましたが、インクルーシブとは、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う、全ての人が共生するという社会政策における理念であり、誰も排除しない社会を目指す考え方であると認識しているところでございます。

「誰一人取り残さない」をテーマに掲げるSDGsの達成に向け、インクルーシブな考え方を、様々な場面で取り入れる動きが社会全体で広がっており、この考え方を取り入れたインクルーシブ遊具や施設が整備された公園は、インクルーシブ公園と位置づけられております。

インクルーシブ公園につきましては、多種多様な個性を理解、尊重し、障がいの有無や年齢、性別に関係なく、誰もが一緒に楽しめる空間として整備された公園であり、今後の公園整備において、必要な視点であると考えております。

インクルーシブ公園を整備するにあたりましては、従来からある製造者主導の、身体的な障がいだけでなく、年齢や文化的背景などにも配慮した設計によるユニバーサルデザインへの対応に加え、さらに一歩進んだ、実際にその遊具等を利用するユーザーの意見を積極的に反映させるインクルーシブデザインの考え方を採用することが重要であると考えているところでございます。

また、誰もが同じ場所で楽しむことができる空間を生み出すことで、遊びを通じて子どもが人の多様性を自然に理解でき、共に生きる心が育つことも期待することができると考えております。

インクルーシブ遊具の特徴といたしましては、ブランコでは、体を固定できる安全バーがついているタイプや、寝そべって利用できるハンモック型、幼児用のバケット型などがあり、体を支える力が弱くても乗ることが可能となっております。

スプリング遊具やシーソーなどでは、車椅子を使用したまま遊べる工夫がされ、車椅子を使用しない子どもと一緒に乗って遊ぶことができたり、滑り台などのスロープも滑りにくい設計とし、車椅子で通ることが可能な幅の確保や、車椅子の座面と高さを合わせた配慮などのほか、触れたり聞いたりする感覚を刺激する、音を鳴らす遊具、3歳未満の子ども用遊具、健康遊具など様々な種類の遊具があり、これらを組み合わせて設置し、多くの人がいろいろな楽しみ方で遊ぶことができる公園をインクルーシブ公園と捉えているところでございます。

また、インクルーシブ遊具が設置してあるだけでなく、遊具へのアクセスが誰からでも容易で、転んでもけがをしにくいようゴムチップ舗装の施工、車椅子や歩行器、ベビーカーなどが通れるような園路整備や、幅が広く緩やかなスロープを設置すること、大人が子どもを見守りやすい場所や休憩場所があること、点字・音声ガイド、ピクトグラムなどを使用し、公園の案内板などをわかりやすく表示するなど大切な要素となっており、公園全体における配置やデザインに配慮することが重要であるとされております。

国内では、2020年に国内初のインクルーシブ公園が東京都世田谷区の都立公園に開設され、その後4年間で、全国各地に広がっている状況でございます。

県内では、諏訪市、伊那市、大田市においてインクルーシブ遊具が設置されており、今年度に入り安曇野市にも設置されたほか、松本市は今年度から令和8年度までの間に、6公園に各1基を設置予定とお聞きしているところでございます。

これら先進自治体の取組を見ますと、インクルーシブ遊具を設置する公園は、利用される方の様々な状況に対応する必要があることから、既に駐車場や多目的トイレなどの施設が整備されているほか、山間部や斜面に位置する公園よりも、比較的平たん部にある都市公園が適しているとされております。

今年度は、町の都市公園を対象とした坂城町都市公園施設長寿命化計画の更新時期となっており、現在、来年度から令和16年度までの10年間の計画について、策定を進めているところであり、町内7か所の都市公園の施設や遊具について、これまでの更新や修繕の経過、毎年行っている定期点検の結果等を加味する中で、改めて経年劣化調査を行い、調査結果を基に修繕や更新、廃止などの基本方針や、工法、緊急度、時期及びライフサイクルコスト等を踏まえた長寿命化対策について検討しているところでございます。

インクルーシブ遊具につきましては、町都市公園施設長寿命化計画を踏まえ、今後、先進自治体の導入経過や課題、利用状況等について参考にさせていただくなど、研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長寿命化計画に基づく定期点検を実施し、修繕の可否や費用対効果等を勘案する中で、必要に応じて更新や撤去、新設工事を行い、安全で魅力的な遊具の設置を通じた公園管理に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、ロ、学校・保育園の遊具についてのご質問にお答えいたします。

学校や保育園の遊具につきましては、遊具遊びを通した体力向上や創造力の育成、友達とのコミュニケーション能力育成など、子どもたちの健やかな成長のため重要な役割を果たしております。その一方で、遊具の安全管理は非常に重要であり、事故を未然に防ぐために、適切な維持管理を行うことが必要であると考えております。

ご質問の学校、保育園の遊具の維持管理につきましては、子どもたちが安心して使用できるよう、学校保健安全法などにに基づき、教員、保育士などの職員が日常的な点検をしているほか、毎年、専門業者による定期点検を実施し、危険性や不具合の有無などを確認しております。

点検等において、老朽化等による危険や不具合等、修繕の必要が生じた場合は、状況により当該遊具の使用を中止するなど、迅速に対応を図るとともに、必要に応じて遊具の更新を進めているところであります。

また、学校の遊具につきましては、遊具の撤去・更新を含めた適切な維持管理のため、学校施設長寿命化計画（遊具編）を策定する中で、専門業者による屋外遊具の劣化状況の点検を実施し、危険性が高いと判定された小学校の鋼製遊具につきましては、令和5年度までに撤去または更新を完了したところでございます。

学校、保育園の遊具につきましては、今後も引き続き、日々の点検や専門業者の定期点検などにより、遊具の適切な維持管理に努めるとともに、子どもたちが安心して楽しく遊び、学べる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、各担当課長さんより答弁をいただきました。今後も町内各所の公園について、引き続き日常点検、維持管理及び安全対策をお願いいたします。また、今回紹介いたしました安心・安全なインクルーシブ遊具について、町の長寿命化計画の中で、導入に向けての検討推進をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

2. 業務改善の取り組みについて

日本全国でDX、デジタルトランスフォーメーションが進められる中、業務の効率化や住民サービスの向上を目指して、DX導入が進められています。最近、町内施設でもDX化が進み、行政手続の電子化や住民とのデジタルコミュニケーション、さらには地域産業のデジタル化など、その活用がされてきているとお聞きました。

一方、窓口対応の省力化を図る中、相談対応、相談事項などに関しては、窓口での対応が引き続き必要となります。その中で、9月の一般質問でも要望させていただきました、特に高齢化が進む中で、いくつかの自治体で導入されてきている軟骨伝導イヤホンについてです。

一例を挙げますと、中野市役所の窓口4か所、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり

課には2024年7月から導入されております。さらに、隣の千曲市でも導入されたと聞きました。利用者からは大変喜ばれているようです。

費用は、窓口で使いやすいスタンド型で、1セット約3万円程度とお聞きしました。県外での事例では、これを使われた利用者からは、音がはっきり聞こえ、役所担当者も大きな声を出さずに済むため、個人情報や相談内容を周囲に聞かれる心配がないとの声もありました。

ここで軟骨伝導について補足説明をさせていただきます。耳の軟骨を振動させて音を伝える経路、軟骨伝導を発見した奈良県立医科大学の細井裕司学長とともに、騒音性難聴に悩む当事者からの意見をお聞きし、発案されたと聞いております。騒音性難聴は、工場や工事現場などで大きな音を長時間聞き続けることで起きる。予防策として、耳栓の装着が推奨されているが、周囲の音が聞こえづらく、安全確保が難しくなる。そのため、耳栓をした上で周囲の音を集める仕組みが必要であり、軟骨伝導が有効になると述べ、軟骨伝導を使った、耳内部の細胞をなるべく傷つけないよう手法を提案した。

イヤホンが軟骨に触れるだけで音が発生するため、イヤホン自体に音を通す穴を開ける必要がありません。また、このイヤホンは耳穴を完全に塞がないため、外の音がクリアに聞こえ、自分のそしゃく音も聞こえません。着けながら会話やテレビ、快適な食事を楽しめるようです。さらに強い振動も必要ないため、消費電力も少なく済みます。

もう一つの利点は、通常の窓口では、高齢者の方や耳の聞こえづらい方と交わす会話は大声になるため、個人情報のやり取りが困難です。しかし、軟骨伝導イヤホンは音漏れがなく、アクリル板やマスクを介しても、クリアな音質で会話のやり取りができるため、とても有用です。

また、通常の空気伝導イヤホンの穴は、耳あかがたまりがちで不衛生です。耳穴の中にイヤホンを入れることによって傷もつくため、耳の炎症、外耳道炎を起こす大きな要因です。

一方、軟骨伝導イヤホンは、耳を防ぎません。集音器のイヤホンも穴がなく、表面がつるつるで不特定多数の人がつけても、拭けるので衛生的です。

そこで、公共施設などの窓口対応の際、高齢者の方や耳に障がいのある方などが対話などをスムーズにするための軟骨伝導イヤホン導入です。そこで、まずイ．窓口DXの推進状況について、1点お聞きします。町内各施設について、「書かない窓口」と予約できるシステムが導入されたが、その内容は。

ロ．窓口対応について、1点お聞きします。

町でも、軟骨伝導イヤホンを窓口に最近導入したとお聞きしました。導入した経緯と今後の配置、活用予定は。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから2番目の質問としまして、業務改善の取り組みについてのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、イの窓口DXの推進状況について。今年度導入された「書かない窓口」と「公共施設予約システム」の内容についてのご質問でありますけれども、以下、若干詳しく説明を申し上げます。

町では、今年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた3事業の取組を進めており、そのうち窓口DXの推進を図るため、今年10月から「公共施設予約システム」の運用を、また、先月11月からは、「書かない窓口システム」の運用を開始したところであります。

それぞれのシステムの内容につきましては、まず、「公共施設予約システム」につきましては、町の施設の利用に際し、これまでは電話での空き状況の確認や、各窓口に直接お越しただいての予約の手続きが必要でありましたが、システムの導入によりまして、全てご自身のスマートフォンやパソコンから済ませていただくことが可能となったところであります。

また、町側におきましても、予約状況の管理を紙の台帳からシステム上で行うことができるようになり、業務のデジタル化と効率化にも寄与しているところであります。

一方で、ご自宅にインターネット環境がない方やスマートフォンなどをお持ちでない方につきましては、従来どおりの方法で予約の申請をお受けしているところでもあります。

また、デジタル機器が苦手な方もいらっしゃることを考慮しまして、操作画面に関しましては、できるだけ見やすくわかりやすいものになるよう、極力シンプルな構成としたところであります。

システムの運用開始からまだ2か月余であります、町外の方も含めまして、既に約220名の方がシステムに登録しご利用されており、問い合わせることなく、自宅で施設の空き状況を確認することができ、そのまま予約もできて便利になったといった声もお聞きしているところであります。

今後におきましても、さらなる利便性の向上に向けまして内容を精査し、必要な機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「書かない窓口システム」につきましては、役場窓口での手続きにおいて、マイナンバーカードなどの本人確認書類を窓口を設置する機器に挿入していただくことで個人情報申請書に自動で印字されるものであり、来庁者の負担を減らすことを目的として導入したものであります。

また同時に、機器に搭載されたカメラでの顔認証により、本人確認書類との照合が自動で行われ、第三者の成り済ましを防止できることから、目視により行ってきた確認作業が省略され、業務の負担軽減にもつながっているところであります。

機器につきましては、住民票や戸籍謄本などの発行を行う住民係と、所得証明や納税証明などを発行する税務係の窓口を設置したところであり、実際に窓口には各種証明書の申請で来庁さ

れた皆さんに対し新たなサービスのご紹介と、利用のご案内をしているところであります。

また、町内には外国人の方も多くいらっしゃることから、画面の案内表示を英語に変換してお使いいただくことができるほか、機械による本人確認書類情報の読み取りも多言語に対応させており、国籍にかかわらずどなたでもお使いいただけるよう配慮しているところであります。

導入からまだ間もないシステムということもあり、多くの方にご利用いただいている状況ではありませんが、引き続きご案内をしていく中で利用率を増やし、より多くの方に利便性を感じていただければと考えているところであります。

窓口D Xの推進につきましては、さきに導入いたしましたコンビニエンスストアにおける各証明書の交付サービスも含めて、町民の皆さんが日常生活の中でできるだけ便利にご利用いただけるよう、さらに進めてまいりたいと考えております。

次に、口の窓口対応についてのご質問にお答えいたします。

住民の方の生活に密接に関わる幅広い業務を行っている各課の窓口には、日々多くの方がそれぞれの目的で来庁されます。そうした中で、先ほど答弁しましたように、今後も町民の皆様の利便の向上に資するD Xの取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

また、一方では、様々な相談事や各種手続など、窓口における対面での対応も欠くことができないことから、町では、これまでも職員の接遇研修などとともに、窓口へのローカウンター設置をはじめ、老眼鏡や拡大鏡の配置、遠隔手話サービスの導入など、住民サービスの向上のため、ハード面での対応環境の整備を進めてきたところであります。

そうした中で、軟骨伝導イヤホンについて、導入の経緯と今後の配置、今後の活用の予定についてのご質問をいただきました。

町では、先週3日から、軟骨伝導イヤホン及び骨伝導ワイヤレスヘッドホン福祉健康課の窓口配置し、利用を開始したところであります。

導入に至った経緯といたしましては、窓口等において耳の聞こえにくい方とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、サービス向上の一環として設置したものであります。

先ほど中村議員さんから十分説明していただいたので、もう説明する必要がないくらいでありますけれども、補足しますと、このうち耳の外に装着する骨伝導タイプは、頭蓋骨を通じて内耳に直接音を伝えるため、外耳や中耳に問題があっても対応できるのが特徴となっております。

一方、耳の内側の軟骨に装着する軟骨伝導タイプは、外耳を通じて音を伝えるため、外耳に問題がある場合には適さないものの、音質はクリアで聞き取りやすいといった特徴があり、状況に応じて適したタイプをお使いいただけるように、2種類を用意したところであります。

また、導入いたしました装置は、いずれも持ち運びができるコンパクトなものであるため、福祉健康課の窓口配置はしておりますが、ほかの課での窓口対応時や会議室での使用もでき

るほか、必要に応じ、耳の聞こえにくい方のお宅へ職員が訪問する際にも活用することも可能であると考えているところであります。

こうした装置の配置により、これまでは、職員が来庁者に合わせ声のトーンや口調を調整し、時には文字も交えるなどしてコミュニケーションを図っておりましたが、聞き取りづらさを感じる方に装置をお使いいただくことで、必要な内容を明確に伝えられること、大きな声を出さずにプライバシーにも配慮できることなどに期待をしているところであります。

難聴には様々な要因があるため、今回導入した装置で全てをカバーできるものではありませんが、今後につきましてもD Xの取組を含め、ハード、ソフト両面から窓口における住民サービス向上のための取組を続けてまいりたいと考えております。

7 番（中村君） ただいま町長より答弁をいただきました。答弁にありましたとおり、様々なD X化の推進により、窓口業務の効率化、省力化が図られてきていることは理解いたしました。

しかし、その一方で、どうしても窓口での対応が必要なことも承知しております。そのような場合、高齢化が進む中で耳の聞こえにくい方々などに、安全で親切な設備である軟骨伝導イヤホン、また、町では骨伝導も導入されたと今お聞きしました。このほかについても、きめ細やかな窓口対応をより一層検討されていくことをお願いいたします。

最後になりますが、今年1年を振り返る中、1月元日に発生しました能登半島地震では、マグニチュード7.6、最大震度7という大規模なものでした。この後、9月には豪雨災害による発災など、度重なる災害に言葉ありません。これから冬場に向けて、寒さが一層厳しい季節が続くことから、一刻も早く日常生活が取り戻されることが強く望まれます。

来る明年、2025年は、災害・事故の少ない一年でありますことを願って、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時33分～再開 午前10時43分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、5番 水出康成議員の質問を許します。

5 番（水出君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に、文化の振興について、二つ目に子育て支援について一般質問を行います。

初めに、文化の振興について。第6次長期総合計画、第5章未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり、第5節に文化の振興が挙げられ、具体的な取組も進められています。鉄の展示館では、9月21日から11月24日まで「坂城に華ひらく能装束」と題し、能装束展が開催され、期間中、関するイベントや子どもたちの仕舞などもあり、来館された方は伝統芸能の奥深さを

感じ、伝統を継承する大切さや興味を覚えたのではないのでしょうか。

また、10月26日、27日に「第52回坂城町文化祭」が「～したしむ・つくる・ふれあう・ささえる～」をテーマに開催されました。31団体の展示や文化の館のお茶席、芸能公演は21団体が出演され、それぞれの日頃の練習の成果を発表されました。延べ1,200名を超える来場の皆様に楽しんでいただけたと思います。

そして、26日には村上義清没後450年を迎え、信濃村上氏フォーラム「語り継ぐ村上義清」の講演とパネルディスカッションが行われました。改めて武田信玄との戦いで二度も勝利を収めた勇将、村上義清について、今後も伝承していくことは当然ながら、彼のブランド力を450年過ぎた現在も、坂城町の観光資源として十分な価値があると再認識された方も多かったのではないのでしょうか。坂城町の独自の文化を町の観光や活性化にさらに役立てていきたいと思うところです。

そこで、文化の振興について、以下、質問事項イ、ロ、ハ、3件について伺います。

イとして、文化財3施設、文化財センター、旧格致学校校舎、ふるさと歴史館について、3館合計の来館者数については、平成29年は3,357人、平成30年は3,760人、令和元年は3,694人と公表されています。

1、文化財センター、旧格致学校校舎、ふるさと歴史館の来館者数について、令和2年度から5年度の来館者数を伺います。

2、来館者増加のために実施した施策について伺います。

3、実施された施策を振り返り、今後への展望について伺います。

ロとして、文化・芸術団体の支援について。

文化祭では、日頃の活動成果が発表され、私たちは多くの感動をいただき、また、発表者の皆様の活力を大いに感じました。文化・芸術団体の皆様のますますのご活躍を期待するところです。

グループの活動を奨励し、さらに発展させるため、行政としても永続的に積極的な支援が必要と考えます。令和2年度から5年度の直近4か年の文化・芸術団体への主な支援活動状況について、1、新規文化・芸術活動の参加団体数と活動人数の状況を伺います。

2、文化継承のため、子どもたちや若い世代、次世代の関心を高める取組を伺います。

ハとして、文化財・史跡等の活用について。

文化財や史跡は、当町の歴史の代弁者であり、大切な観光資源でもあります。文化財や史跡は、当町の観光活用への一翼も担うと考えています。そのため積極的な保守・整備は欠かせないところです。特に葛尾城跡は、村上義清の城としても、町内の人気史跡でもあります。そのほか、小学生の遠足や山城ファンの方、健康増進に登山される方など目的も様々ですが、登頂したときの眺望は、誰もの心を癒やしてくれるのではないのでしょうか。

そして、我が町や近隣の町の様子や地形から、現状を確認したり、将来の町を想像したり、村上義清は当時どんな思いであったか想像したりと、単に山頂からの眺望を楽しむだけでなく、想像力をかき立てて楽しませてくれます。しかし、最近は周りの木々の繁茂により景観は阻害されており、苦勞して登頂を果たしたのに高揚感は半減してしまうのではないのでしょうか。

1、葛尾城跡山頂からの眺望維持に努める必要性を感じますが、町としての対応を伺います。また、ナビタイムジャパンによる米国及び欧州5か国を対象に、コロナ前の2019年3月1日から7月31日と、コロナ後の2023年3月1日から7月31日で欧米各国旅行者の滞在増加率を比較した、訪日欧米人旅行者、各国の人気急上昇トップテンでは、アメリカ人観光客からの人気急上昇している日本の町ランキング部門で、坂城町が2番との紹介もあり、インバウンド需要を意識した活動も力を入れていく必要性を再認識するところです。

2、文化財施設等や観光施設等へ、外国人観光客の集客への取組状況を伺います。

そして、坂城町の独自の文化、名所、史跡などを効果的に紹介し、当町への観光客を増やしていくために、3、文化財や史跡の観光活用への考えを伺います。

以上について、答弁をお願いします。

教育長（塚田君） 文化の振興について、教育委員会に関するご質問に順次お答えいたします。

文化の振興につきましては、町民一人一人の心豊かな暮らしと地域の活性化を実現するために、大変重要な要素と考えており、町といたしましても、町民の皆様文化に触れ、学んでいただくよう、様々な機会を設ける中で、地域の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、新たな文化創造の場を提供することも大切な柱として考えております。

初めに、町文化財センター、格致学校歴史民俗資料館、坂木宿ふるさと歴史館の、令和2年度から5年度の来館者数及び、来館者を増やすために実施した施策についてのご質問に、施設ごとにお答えいたします。

初めに、文化財センターにつきましては、貴重な文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財の発掘調査や出土品の整理、古文書や民具などの収集や保管を行う事務所として設置された施設で、南条の青木下遺跡から出土した土器などの常設展示や、エントランスには、旧家の上棟式に用いられた矢羽根などの展示を行っております。また、春には、ふるさと歴史館や鉄の展示館とともに、企画展として「坂城のお雛さま」を開催しております。

来館者数につきましては、令和2年度は129名、3年度は102名、4年度は122名、5年度は145名、6年度は11月末時点で93名でございます。

次に、格致学校歴史民俗資料館は、明治初期の擬洋風な校舎を利用して、当時の教室の様子を復元した資料館で、館内は、戦前の教科書類を中心に教材を展示しており、例年、町文化祭と同時開催の図書館祭りに合わせ、格致学校の2階においてミニ企画展を開催しております。

令和2年度の来館者数は141名で、ミニ企画展などは新型コロナウイルス感染症の感染拡

大防止対策のため開催できませんでした。令和3年度の来館者数は229名で、ミニ企画展として「格致学校卒業生に聞く校舎の思い出」を開催し、令和4年度は177名で、ミニ企画展として「坂城の水防江戸・明治」を、令和5年度は187名で、ミニ企画展として「くらしのきおく 町に寄贈された道具たち」を、令和6年度はミニ企画展として「石に刻まれた願いと祈りさかきの石造文化財」を開催し、11月末時点の来館者数は234名でございます。

次に、坂木宿ふるさと歴史館は、昭和初期に建設された近代和風建築を利用して、村上義清をはじめとする信濃村上氏の歴史、北国街道坂木宿の様子、江戸時代後期に流行した日本独自の数学である「和算」に関わる常設展示を行っております。入り口の入母屋造りの長屋門は、坂木宿本陣があった当時のもので、平成16年に町の文化財に指定し、現在は門の内部に町内で収集した民具の展示をしております。

さらに、例年春には、企画展として「坂城のお雛さま」と題し、ひな人形の展示を鉄の展示館などと合同で開催しているほか、夏休み期間中は、入り口の和室において、レトロ家電の展示を行っております。

来館者数につきましては、令和2年度は2,375名、3年度は2,401名、4年度は2,781名、5年度は2,253名で、6年度は11月末時点で1,534名でございます。また、今年度は、先ほどもお話がありましており、村上義清没後450年を記念して開催した「信濃村上氏フォーラム」に併せ、より多くの方に村上義清を知っていただくため、10月の土曜日、日曜日の入館料を無料とする企画を行いました。

次に、各施設の来館者増加に向けた今後の展望といたしましては、ふるさと歴史館と文化財センターにおいては、引き続き、例年開催しております、春の企画展の「坂城のお雛さま」を鉄の展示館と合同で開催し、格致学校の企画展につきましては、文化財センターなどで所蔵している文化財等の展示を、毎年テーマを変え図書館祭りと合わせて開催するなど、多くの方々に来館いただくきっかけとなるよう、企画展などのPRをするとともに、様々な行事等との同時開催などについても研究してまいりたいと考えております。

次に、ロ.文化・芸術団体の支援についてのご質問にお答えいたします。

町の文化、芸術振興の取組につきましては、坂城町第6次長期総合計画や、生涯学習基本構想に基づき、町民の皆様が生涯学習に参加できる機会を増やし、自主的な学習活動を支援するために、まなびの玉手箱などの生涯学習プログラムの提供や、公民館文化講座の開設等、生涯学習機会の充実を目指した取組を行っております。また、町が実施している「さかきふれあい大学」では、講演会やコンサートなどの開催や、専門講座、公民館文化講座など、より多くの町民の皆様が参加し、生きがいと心の豊かさを深めることができる取組をしております。

さらに、町民の皆様が地域やサークルなどで学習等を行う際の講師を派遣する出前講座なども実施しており、ただいま申し上げました各種講座につきましては、まなびの玉手箱で周知を

図り、町民の皆様の文化活動の振興に努めております。

ご質問の、直近4年間の新規文化・芸術活動の参加団体及び活動人数及び文化・芸術団体への主な活動支援といたしまして、団体数や登録人数の推移が確認できます町文化協会の各年度の加入団体数及び加入総数について申し上げますと、令和2年度が32団体605名、3年度が33団体585名、4年度が30団体453名、5年度が30団体439名となっており、今年の6月の総会時におきましては、加入団体が29団体、会員は422名となっております。

このうち、新規に加入した団体といたしましては、令和2年度が音楽サークル、坂城ミュージックベルの会と文芸クラブ、詩を楽しむ会の2団体で人数は7名、令和3年度が健康サークル、気功クラブの1団体で、人数は4名、令和5年度には、和楽器サークル、三藤会、三味線の1団体で人数は12名でございます。

町文化協会は文芸・美術・工芸・音楽等、多くの皆様がそれぞれ活動を行い、会報の発行や交流研修、美術展や講演会等を行っており、こうした活動に対し町では、文化協会の加入団体による各種大会や発表会への共催・後援、文化センター等公共施設の会場使用料の減免等の支援を行っております。

続きまして、文化継承のため、子どもたちや若い世代の関心を高める取組はのご質問にお答えいたします。

子どもたちや若い世代が文化を継承していくことについて関心を高めるためには、文化活動に触れ、そのよさを体感することが大切であると考えております。

町では、小学生を対象とした「子ども能楽教室」を各小学校で開催するとともに、保育園、幼稚園児から高校生を対象にした「坂城みんなの能楽教室」を行い、町と薪能実行委員会が共催する「びんぐしの里薪能」や、町文化祭などにおいて発表を行うなど、日本の伝統文化である能楽を継承するため、次世代の育成に努めております。

また、「千曲川坂城陣太鼓保存会」による坂城小学校での太鼓の指導や、村上小学校太鼓クラブの指導、そのほかにも、毎年3月の町茶道協会より小学生を対象とした「こども茶の湯教室」の開催や、町内各地域では、各地区の神楽保存会において、地域の祭りを通じて小中学生への文化活動の次世代の育成を行っていただいております、町は各団体の活動費などを支援しております。

さらに、次世代への関心を高める活動として、町公民館による納涼音楽祭や町文化祭の芸能公演においては、金管バンド坂城ハッピーブラスや、坂城小学校と村上小学校の合唱クラブなどが参加し、大人と一緒に活動することによりお互いに刺激を受け合うことで、文化活動への関心が高まるものと考えております。

今後も引き続き、生涯学習事業や公民館文化講座などの推進をするとともに、任意団体の活動を支援し、子どもや若い世代も文化活動に関わる機会を設けることで、各世代の文化活動へ

の関心が高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、葛尾城跡山頂の眺望の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

文化財や史跡は、地域の歴史や文化を伝える貴重な財産であり、次世代に引き継いでいくべき重要な役割を果たしていることから、町におきましても、これらの文化財を適切に維持管理し、地域の魅力を高めていくことは大変重要であると考えております。

ご質問にあります葛尾城跡は、村上義清の本拠地として町を代表する歴史的遺産の一つで、県内でも貴重な山城として、昭和49年に県の史跡に指定されており、葛尾城跡からの眺望もその魅力の一つとして、町内外から多くの方が登頂され眺望を楽しまれております。

その葛尾城跡の維持管理につきましては、現在、地元区で組織される葛尾城跡保存会の皆様を中心となり、枝払いや草刈り、登山道の整備などを年2回実施しております。

しかしながら、ご質問の樹木の伐採を含む眺望の改善を図るためには、山林所有者の承諾や、市町村の境界に位置する葛尾城跡がまたがる千曲市との協議が必要となります。また、伐採する樹木が保安林指定地にある場合には、保安林を管理する県に事前に樹種や本数、伐採方法などの協議を行った上で、伐採の許可が必要となります。加えて、葛尾城跡は県の史跡に指定されているため、通常の維持管理を超える樹木の伐採については、県の関係機関と協議をした上で、現状変更の届出が必要となるなど、様々な機関との協議や届出許可などが必要となります。

今後、眺望を含めた管理方法などについて、これらの関係者と慎重に検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き、文化財の保存と活用、地域の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（北村君） 私からは、ハの文化財、史跡等の活用についてのうち、文化財施設等や観光施設等へ外国人観光客の集客への取組状況はと、文化財や史跡の観光活用への考えはのご質問にお答えいたします。

今年1月から6月の上半期において、日本を訪れる外国人の数が過去最多になるなど、コロナ禍で落ち込んだ外国人観光客数は、日本文化への関心の高まりや円安などを背景に急回復しています。

また、先月、県から発表された令和5年外国人宿泊者数調査結果においても、長野県内における外国人延べ宿泊数、実数は約95万泊で、対前年比で約7倍の大幅増加となるなど、県内にも大勢の外国人観光客の方が来られております。

町内におきましても、今年度、鉄の展示館には、4月から11月までの間に、約100名の外国人の方にご来館いただいております。日本刀が、日本の伝統文化の象徴として、また優れた美術工芸品として日本人のみならず外国人の方にとりましても非常に魅力的なものと捉えられていることがうかがわれます。

ご質問の町の文化財施設等や観光施設等への外国人観光客の集客への取組状況でございます

が、町では、近年整備いたしました、町内の文化財施設や観光施設等を案内する看板には英語表記を、田町十王道閻魔堂説明看板につきましては、英語による解説を併記しており、順次、外国人の方にも理解しやすいように整備に努めているところであります。

また、現在、町では鉄の展示館ホームページの全面的なリニューアルに向け、作業を進めており、内容の充実とともに、外国人の方にも配慮し、英語等の外国語にも対応していきたいと考えております。

続いて、文化財や史跡の観光活用への考えはのご質問にお答えいたします。

文化財や史跡は、歴史的価値や学術的価値、芸術的価値など、様々な側面を持っており、その伝統や文化、歴史、美しさなどに触れたいという思いから、文化財や史跡等を訪れる方がおられます。これはまさに観光であり、こうした方を増やしていくことは、町内における人流の増加や、飲食店等の利用機会の増加など観光の振興と地域の活性化に寄与するものと考えております。

町では、町内の文化財や観光施設などの町の魅力を知っていただくための新たな取組として、国の交付金を活用した「観光・文化デジタル化事業」を進めており、来月からのデジタルマップの運用開始を目指しているところであります。

今回、整備するデジタルマップでは、スマートフォンやタブレットなどを使用して専用のサイトにアクセスすると、イラスト化された町内のマップ上に観光スポットや文化財、飲食店などのアイコンが表示され、加えて、ご自身のスマートフォンなどのGPS機能により、現在地を把握できますので、町内を周遊していただく際に活用していただけるものと考えております。

さらに、任意の施設のアイコンを選択していただきますと当該施設の外観写真や紹介文、開館時間といった施設の概要をご覧いただけるとともに、町ホームページなどの関連ページに直接アクセスしていただける仕組みにもなっております。

このデジタルマップにより、町の文化財を広く知っていただくとともに、指定文化財や遺跡、村上氏関連、山城、北国街道といったカテゴリーごとの一覧を表示でき、デジタルマップにアクセスされた方が興味のある分野に特化した情報を取得することから、多くの方に興味を持っていただき、足を運んでいただくきっかけになるものと考えております。

また、表示される情報につきましては、英語表記に変換していただく機能も有していることから、このサイトを通じましても国内外の多くの皆さんに町の観光スポットや文化財の情報を知っていただくことができるものと考えております。

今後も、坂城町の観光資源の一つとして、文化財や史跡等につきましても、PRに努めてまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいまは、わかりやすく懇切丁寧に答弁いただきました。文化財や史跡は、そのまま保存して後世に残すことも大切ですが、いかに多くの方に見ていただき、興味を持た

せ、人を呼び寄せられるか、その工夫を行政が積極的に行うことは必要だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

特にSNSの活用は、先ほどデジタルマップの開発についてお話がありましたが、使い次第では、かなり役立つ宣伝ツールだと思います。インバウンド需要を含め国内外へ発信し、まずは来てもらうことが大切、そして訪れたら坂城って面白いじゃん、訪れた人の予想を超えること、それにより観光需要が拡大していく、もしくは当町への移住候補地として挙がってくるなど、ステップアップが見込めるのではないのでしょうか。

また、文化・芸術団体の活動では、著名人を招いたり、町外者の集客を狙い、商業関連等も含め、有料コラボイベントの企画など、発表の場を広げることで参加者の活力を上げたり、さらなる向上や後継者の育成も図れやすくなるのではないのでしょうか。行政の応援支援を期待したいところでございます。

そして、答弁にもありましたが、葛尾城跡は、村上氏城館跡として昭和49年1月17日に県の史跡に指定されています。千曲市と坂城町にまたがる史跡でもあり、周りは保安林でもあり、町が簡単に手を入れられないことを理解したところであります。坂城町の勇将、村上義清史跡を今後も継承し、観光資源として活用するためにも、町は関係機関へ積極的に景観維持の働きかけをしていただくことを期待いたします。

以上で1問目の質問は終わりとさせていただき、次の質問に移ります。

2. 子育て支援について。

未就学児の副食費無償化についての質問となります。幼稚園に通わせている保護者の方より、保育園児の副食費は無償になったが、幼稚園児の副食費はなぜ無償にならないのかと声が寄せられました。先頃、11月8日の町民と議員との意見交換会においても、福祉関係のテーマの際、同様の要望が出されました。

町のホームページの案内を確認してみました。2022年4月19日の登録内容になりますが、「町では、保育園に通う町内在住の3歳から5歳の子どもの副食費について、令和3年4月から無料とし、保育料を含めて完全無償化します。町独自の施策として、保育料（0歳から2歳児）の第3子以降の無償化に加えて、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、更なる支援の拡充を実施します。」とあります。保育園の副食費は、令和3年4月から無償となりましたが、1、保育園の副食費を無償にした理由を伺います。

2、私立幼稚園に通う子どもへの副食費支援状況を伺います。

3、私立幼稚園へ通う坂城町在住の満3歳から6歳以下の副食費を無償化する考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから2番目の質問としまして、子育て支援について、

イとして未就学児の副食費無償化についてのご質問がありました。順次お答えいたします。重要な問題でありますので、順次これから詳しく説明申し上げたいと思っております。

昨今、我が国における人口減少や少子化の問題は、国家的な課題として国、地方を問わず、様々な対策について議論がされているわけであります。

その中で、町では「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、5歳児すくすく相談事業などの子育て相談体制の充実や、学校給食費の無償化をはじめとした子育て世帯への経済的支援の充実など、出生から幼稚園や保育園の入園、小学校・中学校・高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない一貫した子育て支援を目指して取り組んでいるところであります。

町では、こうした子育て支援の一環として、保育園の副食費無償化を実施しているところであり、ご質問の無償にした理由につきまして、経緯を含めてお答え申し上げます。

我が国では、令和元年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園の利用料に相当する保育料につきましては無償化されたところでありますが、それまで3歳から5歳児の保育料の中に含まれておりました給食のおかずやおやつの食材料費であります、いわゆる副食費につきましては、在宅で子育てする場合でも生じる費用であること、学校給食や、ほかの社会保障分野の食事の費用も自己負担とされていたことなどから、原則として、これまでと同様に保護者負担を基本とすることが国から示されました。

また、これに加え、一定の所得基準などに該当する世帯を免除とし、それ以外の世帯から実費徴収する目安を月額4,500円とすることも併せて示されたところであります。

しかしながら、実際に徴収する額については、それぞれの施設において実際に給食の提供に要した費用を勘案して定めることとなり、また、その副食費の徴収の有無自体についても、最終的には、保育園や幼稚園といったそれぞれの運営主体が、その運営の中で判断できるものとなったところであります。

そうしたことから、当時、町の保育園におきましては、実際の食材料費にかかる費用等を勘案する中で、月額4,200円とするほか、保護者の経済的な負担を軽減することによる保育体制の充実を図るため、町立保育園の運営主体としての判断において、保育園に同時通園する第2子につきましては半額の2,100円とし、兄弟の年齢に関係なく第3子以降の園児につきましては、無償としたところであります。

さらには、その後も続く少子化の状況等に鑑み、より安心して保育園をご利用いただけるよう、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的として、令和3年4月から町内保育園に通う町内在住の園児の副食費につきましては、同時通園や多子世帯等にかかわらず無償とすることを決定したところであります。

次に、私立幼稚園に通う子どもへの副食費支援の状況であります。先ほど申し上げました

とおり、国において副食費については原則として保護者負担とされていることから、町内外の幼稚園に通園する園児の副食費につきましても、基本的には各園において定めた副食費を保護者から徴収されているものと承知しておりますが、令和元年10月の保育料の無償化に併せて、町内外の私立幼稚園に通う多子世帯や所得が基準に満たない世帯に対しましても、町は副食費について一定の支援を行っているところであります。

具体的には、年収が約360万円未満相当世帯の園児や、小学3年生までの範囲で在籍する子で数え、第3子以降となる園児の副食費につきましては無償となるよう支援をさせていただいているところであります。

最後に、町内外の私立幼稚園に通う町内在住の満3歳から6歳以下の園児の副食費の無償化の考えについてのご質問であります。私立幼稚園につきましては、それぞれの園の方針に基づき運営されており、副食費の徴収をどうするかといったことを含め、どのような教育や保育に注力するか、財源をどこに振り向けるかなどといった様々な運営方針については、運営主体である幼稚園自体が決定するものと認識しております。このため、副食費を無償にするかどうかについても、幼稚園の運営の中で判断されるものと考えております。

一方で、幼稚園は、町の保育園同様、小学校就学前の子育て支援の場として、必要不可欠な役割を担っていただいていることから、町といたしましても私立幼稚園を、子育て支援の重要な実施機関と捉え、運営費の財政支援をはじめ、幼稚園での発達相談や町の教育コーディネーターによる指導、助言などを通じて、子どもの健やかな成長を支える体制づくりを共に構築しているところであります。

このような状況も踏まえ、町といたしましては、幼稚園に対しまして、運営費に係る財政支援などをはじめ、引き続き、様々な取組を実施していきたいと考えており、幼稚園の副食費の在り方につきましても、幼稚園の運営主体、つまり理事長さんとか、園長さんなどの意見交換などを図ってまいりたいと考えているところであります。以上であります。

5番（水出君） ただいま町長より答弁をいただきました。副食費についての経緯やら理由等を説明いただいて、内容のほうは理解したところでございます。しかしながら、町の子育て支援としてホームページに表記があり、やはりちょっと一般的に見ると、誤解を生じやすいのかなと思います。

再度確認ですけれど、保育園の副食費無償化は、事業者として町が無償に踏み切ったということで、幼稚園に対しても、やはり子育て支援ということで無償にすべきと私たちはそういうふうに考えるんですけれども、幼稚園の事業者と相談するということは、町の施策を幼稚園に委ねるというふうに捉えてしまうんですが、その辺について、もう一度ご見解をお願いします。

町長（山村君） 今、担当者が手を挙げていますけれども、その前に私の考えを述べたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、町、これは国も県もそうなんですけれども、町も幼稚園の支援をしているわけです。総額で年間6千万円ほど支援しています。その中の経営の中で、このお金は教育に使う、この金は何に使うという判断を幼稚園がしているわけです。ですから、その経営の内容について、今まで私は理事長や園長さんから相談を持ちかけられるということはないんですけれども、近々相談する、話をするということになりました。

その中で、さらにトータルで町が支援している額についても議論するかもしれませんけれども。ですから、まずその経営判断をお聞きしないと駄目。だから、町が直接副食費を払うんだというのは、これは越権行為になるわけです。その辺をご理解いただいて。

ただ、トータルでサポートはしていきますよということを今申し上げているわけで、具体的にどうするかは、これから経営主体者と相談していくということであります。以上です。

5番（水出君） ただいま再質問にお答えいただきました。町として、越権行為になるということですけど、町には幼稚園と保育園が当然ありまして、それで保育園を始めるにあたって、先に幼稚園にも同時にどうなのかいと相談すべきが、そうじゃないかなと思います。

それで、いや経営状況で今足りるのか足りないのかも含めて、町でやっているなら実施しましょうということになるかもしれませんし、いや、どうしても幼稚園は独自で行きたいんだからということになるかもしれません。そういうことがある中で決定された内容であれば、説明によっては納得できるのかもしれませんけれど、今の町のホームページを見る限りでは、やっぱり一般町民を含めて、あのホームページというのは、外部の町外の方も見ます。そのときに坂城町って幼稚園については何も触れていないね、そういう町って本当に子育てに向いた町なの、そう思われても仕方ないと思うんですよね。ですから、その辺について、これから後になりますけれど、十分、幼稚園側と相談されて、やはり坂城町は子育ての進んだ町だ、「坂城の子は坂城で育てる」、宣言しているとおりだと。やっぱりそのようなまちづくりをこれからも期待しまして、私の質問を一切終わりにさせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時29分）